

印刷物仕様書 2 (ポスター・チラシ・リーフレット・地図類)						
担当部署	県土整備部 道路企画課		担当者	東 泰央		TEL 059-224-2739
印刷物の名称	きて、みて、みえのみち2026					数量 2000 部
種 別	☐ ポスター ☐ チラシ ☒ リーフレット ☐ 地図 ☐ その他()					
仕上がりサイズ	(折り加工の有無に 関係なく記載する) ☒ A・B 判 ☒ 縦型・横型 その他 (縦 mm× 横 mm)					
展開サイズ	(折り加工する場合は こちらに記載する) ☒ A・B 判 ☒ 縦型・横型 その他 (縦 mm× 横 mm)					
デザイン 依 頼	項 目	数 量	項 目	数 量	特記事項	過年度発行の紙資料(見本地図)を参考に貸与する。 (PDF等データの貸与は行いません。)
	修正及び差し替え(表裏)	2				
レイアウト 調 整	項 目	数 量	項 目	数 量	特記事項	過年度発行の紙資料(見本地図)を参考に貸与する。 (PDF等データの貸与は行いません。)
	修正及び差し替え(表裏)	2				
版下作成	☐ 難度が低い編集作業(図表等すべて組込み済み、レイアウト済みのデータがある場合) ☒ 難度が高い編集作業(図表等の組込み、レイアウト済みのデータがない場合) ☐ 完全原稿(受注者による調整を必要としない場合)					
原 稿 内 訳	原稿種類	デジタル原稿			アナログ原稿	
		種類・ファイル形式・規格 等	数 量		種類・規格 等	数 量
	文字 原稿	☐ Word ☐ Excel ☐ その他()			(1ページあたりの字数×ページ数) 字	
	罫表 原稿	☒ A4相当 ☐ B5～A5相当 ☐ B6以下 16 点			☐ A4相当 ☐ B5～A5相当 ☐ B6以下 点	
		☒ Word ☒ Excel ☒ その他(PowerPoint)				
	表組 原稿	☐ A4 ☐ B5・A5 ☐ B6以下 点			☐ A4 ☐ B5・A5 ☐ B6以下 点	
		☐ Word ☐ Excel ☐ その他()				
	図版 原稿	☐ A3～B4相当 ☐ A4～B5相当 ☐ A5相当以下 点			地図の原稿図(紙ベース) 1 点	
		☐ Word ☐ Excel ☐ その他()				
	写真 原稿	☒ カラー 80 点			カラー: ☐ A3～B4相当 ☐ A4～B5相当 ☐ A5～B6相当 ☐ A6相当以下 点	
		☐ モノクロ 点			モノクロ: ☐ A3～B4相当 ☐ A4～B5相当 ☐ A5～B6相当 ☐ A6相当以下 点	
	完全 原稿	☒ JPEG形式 ☐ GIF形式 ☐ その他()				
特記事項	・字句の修正及び地図の修正については、紙ベースの資料を提供するものとする。					

刷版	☒ CTP版又はPS版(どちらでも可) ☐ マスターペーパー ☐ その他 ()												
印刷	☒ オフセット ☐ オンデマンド ☐ その他 ()												
ページ数・校正・印刷色・用紙	紙面の構成		印刷色		文字校正		色校正		用紙				
			色数	印刷色	回数	部数/回	種類	回数	部数/回	品種・銘柄	規格・連量又は坪量		
	両面	A0 1枚 表	4色	フルカラー	2回	1部	デジタル	1回	1部	マットコート紙	A判	57.5 kg	g/m ²
		A0 1枚 裏	4色	フルカラー	2回	1部	デジタル	1回	1部				
	片面												
	原稿入稿予定日		初回打合せ時										
	特記事項	「その他特記事項」欄に記載のとおり 印刷にかかる判断基準・配慮事項は国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準じていますので、当該判断事項に適合する紙、インキ類及び加工資材を使用すること。作成する印刷物の印刷用紙において当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合は代替品を認める。											
	製本・加工	加工	☐ 二つ折り ☐ 巻三つ折り ☐ 巻四つ折り ☐ 経本四つ折り ☐ 観音折り ☐ DM折り ☒ その他(特記事項による)										
特記事項		4面ジャバラ後4面ジャバラ折A4仕上げ(ただし、10部は折り無しで納品)											
納品	納品日	令和8年3月25日(水) 17時00分 まで											
	納品場所	県庁5階 県土整備部道路企画課						分割納入 ヶ所		☒ 一括納入		送料： ☒ 含む ☐ 含まない	
	電子媒体制作	☐ 不要 ☒ 要(☒ PDF ☐ HTML ☒ その他(TIFF))						納入媒体		☒ CD ☐ DVD ☐ その他()			
		使用目的：県ホームページへの掲載、次年度以降の「きてみてみえのみち」など県発行資料の作成のため											
	包装・梱包	☐ 不要 ☒ 要		部単位		☐ 簡易包装 ☐ 包装(クラフト紙) ☐ 梱包(ダンボール) ☒ その他(特記事項による)							
特記事項	・50部単位に部分けして納品すること。 ・電子媒体の生データは必要としない。												
著作権等	1 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引渡しが完了したときに三重県に移転するものとする。 2 受注者は、県ホームページへの掲載、また次年度の「きてみてみえのみち」など県発行資料の作成等のため印刷物の二次利用について許諾すること。 3 受注者は、本件著作物が他人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権を侵害しないことを保証し、第三者から権利侵害を主張された場合は自らその責任を負担し、受注者の費用でこれに対処、解決するものとする。 4 本契約に基づく成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。 また、著作権者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。												
	1 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。 ア 断固として不当介入を拒否すること。 イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。 ウ 委託者に報告すること。 エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。 2 受託者が上記のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。												
暴力団等の排除	1 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。 ア 断固として不当介入を拒否すること。 イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。 ウ 委託者に報告すること。 エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。 2 受託者が上記のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。												

(地図面)

- ・基図は、最新の国土地理院発行の国土基本情報を背景図としてトレース作業を行い、縮尺1/150,000に調整のうえ国道・県道・河川等を着色すること。
- ・過年度発行の「きてみてみえのみち」等の既存道路地図のPDF、JPEG等画像データ又は印刷物をスキャンして作成しないこと。
- ・各校正段階において、受注者は、印刷物の確認を受けるとともに、地図編集ソフトのPC画面を提示する等により、発注者から地図作成状況の確認を受けること。
- ・受注者は、国土地理院から地図を購入して地図作成にあたること。
- ・地図面へ記載する情報(路線名、地名、施設名等)は、発注者が貸与する見本地図と同程度を必要とする。
- ・印刷物の解像度は、発注者が貸与する見本地図と同程度を必要とする。
- ・国土地理院への使用承認申請は、受注者にて行い、承認番号を取得すること。

(記事面)

- ・表紙を含む全体のレイアウト及びデザインを提案すること。
- ・発注者が提示する文章、写真、表等の情報の掲載を行うこと。資料は、原則として電子データで提供します。

(見積り)

- ・納入場所への搬入費等納入に係る一切の経費を見積価格に含むものとする。

(その他)

- ・校正日程等については、担当課(県土整備部道路企画課)と連絡調整のうえ円滑に進めること。
- ・その他詳細については、担当課(県土整備部道路企画課)と十分協議をすること。
- ・契約締結権者は、三重県会計規則(以下、「規則」という)第80条第1項各号及び第2項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- ・契約締結権者は、受注者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第81条に基づき、同条第1項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収します。
- ・契約締結権者は、受注者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第82条に基づき、違約金を徴収します。
- ・仕様に定めのない事項は三重県会計規則による。

本調達にかかる印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和7年度環境物品等の調達方針 3 役務 印刷」の判断基準を満たすこと。(同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているので、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月) 22-2印刷」の「判断の基準」を満たすこと。ただし、作成する印刷物の印刷用紙において当該「判断の基準」(基準値1)を満たす製品を納入することが困難な場合は代替品を認める。)

参考:「みえ・グリーン購入基本方針」「環境物品等の調達方針」

三重県ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm>

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」

グリーン購入法. net <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>